

# 通信販売の特別価格商品

## 規約確認しっかりと



「通信販売で特別価格の商品を一つ注文したら、定期購入を申し込んだことになってしまった」という相談が急増しています。

【事例】スマートフォンでアプリを利用していたら「お試し100円モニター」という広告が表示された。タップするとチャット形式の画面に「100円でダイエット食品が購入できる」といったメッセージが出たので、氏名、住所、支払い方法などを入力して注文した。商品は届いたが、続けて同じ物が届き、9980円という高額な請求書が同封されていた。



驚いて業者に電話したが、つながらない。注文時の確認メールを見返すと、「定期購入(2回目以降は9980円)」という表示があったが、長い文章の終わりに「お試し100円モニター」という文字が小さく表示されていた。そのため気が付かなかった。2回目の商品を返品し、定期購入を解約したい。【アドバイス】通信販売には、クーリング・オフ

制度は適用されませんが、業者の規約に沿った対応が求められ、一方的に解約することは困難です。注文時に購入回数などが表示されていれば、それに気が付かなかったことを理由に解約するのは難しいでしょう。注文するときは、内容をよく確認してください。ただし購

入回数の表示が全くなかったり、請求金額が表示と違っていたりするときなどは、業者と交渉できる場合があります。最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかける。最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ) ☎097・534・0999